

山梨県立中央病かかりつけ医検索システム導入業務
事業者候補者決定基準

平成29年 9月11日

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院

1 かかりつけ医検索システム導入業務事業者決定基準

山梨県立中央病院かかりつけ医検索システム導入業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、提案者の提案する企画提案書及び見積価格について、本決定基準及び「かかりつけ医検索システム導入業務仕様書」に基づき、次の手順で採点を行う。

（1）企画・技術及び価格の評価について

① 区分及び配点

企画・技術評価、価格評価の区分及び配点は次の表のとおりとする。

区分	審査項目	配点	
企画・技術評価	企画提案内容	90点	130点
価格評価	見積価格	40点	

② 企画・技術評価

- ・提案者が提出する企画提案書及びプレゼンテーションに対し、かかりつけ医検索システム導入業務企画提案書評価表に基づき採点を行う。
- ・企画・技術点の算出にあたっては、少数第2位を四捨五入し、少数第1位までを有効とする。

③ 価格評価

- ・価格点は、次の採点方法に基づいて算出した点数とする。
価格点＝配点×（1－見積価格／予算上限額）
- ・価格点の算出にあたっては小数第2位を四捨五入し、少数第1位までを有効とする。

2 事業者候補者の決定

企画・技術点及び価格点の合計点数が最も高いものを、かかりつけ医検索システム導入業務事業者の候補者として決定する。

合計点数が最も高いものが2者以上あるときは、次の順序で候補者を決定する。

- ① 企画・技術点が高い者
- ② 企画・技術点が同点の場合は、委員会での合議で決定する。

3 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者の場合でも、選定委員会においてこの評価基準に基づき審査を行い、当該者の提案によって本件業務を確実に履行することができると判断した場合は、当該者を候補者として選定する。